<u>申込みの前に</u> <u>必ず</u> お読みください

令和 6 年度 保育所等入所申込み案内

【申込みに関するお問合せ先】 姶良市役所 子どもみらい課 保育係 〒899-5492 姶良市宮島町25番地

TEL:0995-66-3248(直通)

令和6年 4月入所の受付(当初選考)

(配布開始)令和5年10月16日(月) (1次受付)**令和5年10月23日(月)~11月30日(木)**必着 (2次受付)令和5年12月1日(金) ~随時

4/1~7/1 に育休復帰 の方は、こちらで申し込 むことができます

令和6年 年度途中入所の受付

入所希望日の前月14日まで(14日が土・日・祝の場合は、前日の平日まで) ※育児休業明けで申込む場合、復帰日の3か月前から申込できます

令和6年度 保育実施年齢

保育年齢	生	年 月	日	保育実施期間終了 (就学前までの期間)
0歳児	令和5年4月2日以降			令和12年3月末
1歳児	令和4年4月2日	~	令和5年4月1日	令和11年3月末
2歳児	令和3年4月2日	~	令和4年4月1日	令和10年3月末
3歳児	令和2年4月2日	~	令和3年4月1日	令和9年3月末
4歳児	平成31年4月2日	~	令和2年4月1日	令和8年3月末
5歳児	平成30年4月2日	~	平成31年4月1日	令和7年3月末

目次

1	入所申込みの対象となる保育施設について・・・・・・・・・・・・	Р3
2	保育の必要性の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
3	保育所等に入所するための条件及び期間(保育の実施期間)について・・・	Р6
4	入所申込書等の受付期間と提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р7
5	入所申込みに必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р8
6	入所選考について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р9
7	入所承諾(決定)・通知について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P10
8	保育所等入所選考基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P10
9	保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P13
10	保育料の軽減措置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P14
11	月途中に入所・退所したときの保育料について・・・・・・・・・・・	P15
12	保育料の納付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P15
13	家庭状況に変更等があったときの手続きについて・・・・・・・・	P16
14	子どもが在所中に育児休業を取得するとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P16
15	保育所等を退所するときの手続き等について・・・・・・・・・・	P17
16	姶良市以外の市町村内の保育所等への入所について・・・・・・・・	P17
17	里帰り出産時の保育所等への入所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P17
18	個人情報の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P17
(参	*考)保育所等入所カレンダー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P18

この『令和6年度保育所等入所申込み案内』では、令和5年10月現在での情報を掲載しています。

内容に変更が生じた場合、姶良市ホームページ等で随時お知らせします。

1 入所申込みの対象となる保育施設について

申込の対象となる姶良市内の施設・事業所は、①保育所、②地域型保育施設、③認定こども園(保育所部分)となり、それぞれの概要は次のとおりとなります。

なお『**延長保育**』、『**一時保育**』、『**休日保育**』の利用方法や利用料金については、各施設で異なりますので、施設に直接お問合せください。

●保育所…就労等により家庭でお子さんを保育できないとき、保護者に代わって保育をする施設

保育所	定員	住 所	電話番号	その他保育	サービス
体 月 771	化 只	上 771	电阳田力	延長保育	一時保育
小山田保育所(姶良市立)	40	加治木町小山田 1386	62-2719	19:00	_
帖佐すずらん保育園	55	鍋倉 740	65-2245	19:00	_
保育園クオラキッズあいら	60	平松 6252-2	65-2101	19:00	_
加治木たちばな保育園	60	加治木町諏訪町 185-2	62-2560	19:00	0
山田保育園	80	下名 60	65-2531	19:00	_
三船保育園	70	増田468-2	65-2830	19:00	_
興教寺保育園	80	西餅田3397-5	65-2177	19:00	_
希望ヶ丘保育園	90	平松5061-2	65-1710	19:00	-
かずみ保育園	60	加治木町反土 1420-1	62-0657	19:00	_
高井田保育園	60	加治木町木田 4872-2	63-5043	19:00	-
川野保育所	90	加治木町木田 757	62-2677	19:00	_
せんとり保育園	50	加治木町木田 4093	73-5461	19:00	0
宮島わらべ保育園	60	宮島町 44-3	67-1011	19:00	_
(新設)ナーサリースクール えがおのてんとうむし姶良	30	東餅田643-1	099-204-7747	19:00	_

^{※「}えがおのてんとうむし姶良」については新設のため、R5.10.1 現在の電話番号は会社の番号です。

●地域型保育施設…定員19人以下の少人数単位で0~2歳児の保育が必要な子どもを保育する施設で、姶良市内には小規模保育と事業所内保育の2種類の施設があります。3歳児以降については連携施設へ入所することになります。

小規模保育所	定員	住 所	電話番号	延長保育	一時保育	連携施設
建昌つぼみ保育園	19	東餅田 3354-2	73-7057	19:00	-	建昌保育園 建昌菜の花保育園 建昌こぎく保育園 ひまわりこども園 帖佐すずらん保育園
ひなたぼっこ保育園	19	宮島町 55-10	65-1212	19:00	_	おひさまこども園 太陽の子どもたち 蒲生てんてんこども園
なごみ保育園	19	加治木町木田 4085	73-7534	19:00	_	かじのきこども園 せんとり保育園

事業所内保育所	定員	住 所	電話番号	延長保育	一時保育	連携施設
アゼリア幼稚舎	19	加治木町港町 145-1	55-8118	19:00	_	あいら幼稚園

●認定こども園(保育所部分)…保育所と幼稚園の機能を併せ持ち保育と教育を一体的に提供する施設。保育所部分の入所は姶良市へお申込みください。

認定こども園	定員	住 所	電話番号	その他保育 延長保育	育サービス 一時保育
蒲生てんてんこども園	126	蒲生町上久徳 1194-18	52-0112	19:00	0
エミールこども園	55	西餅田 2803	65-1515	19:00	_
エミールさくらこども園	75	西餅田 2803-3	65-5898	19:00	_
啓明幼稚園・保育園	32	池島町 31-7	65-3027	19:00	_
建昌保育園	105	東餅田 2602	67-3333	19:00	0
建昌菜の花保育園	55	東餅田 1345	67-8777	19:00	0
建昌こぎく保育園	55	東餅田 3355-1	73-7211	19:00	0
池島こども園	60	永池町 9-3	65-1033	19:00	0
なでしこ保育園	50	永池町 12-13	55-0633	19:00	0
おひさまこども園	60	西餅田 3306-1	67-1155	19:00	_
ひまわりこども園	50	西姶良1丁目 39-30	55-1371	19:00	0
双葉幼稚園	51	加治木町諏訪町 53	62-2604	19:00	_
加治木ゆなの木保育園 ※3歳児以上は、毎月 2,000円の上乗せ徴収有	64	加治木町木田 5348- 105	73-7782	19:00	_
かじのきこども園	60	加治木町木田 3453-7	63-1914	19:00	0
太陽の子どもたち	60	平松 3032-1	66-5566	19:00	_

始良市にはこの他に、幼稚園、認定こども園(教育部分)、 認可外保育施設(企業主導型保育所等)などの施設があります。 これらの施設に入所をご希望の場合は、それぞれの施設に直接 お問合せください。

2 保育の必要性の認定

保育所等の利用を希望する場合、保育を必要とする事由(入所要件)のいずれかに該当し、教育・保育給付認定を受けなければなりません。認定を受けることで、次の3つの区分に応じた施設を利用することができます。

1号認定 教育標準時間認定	2号認定 保育認定	3号認定 保育認定
子どもが満3歳以上で、学校教育を 希望する場合	子どもが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	子どもが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
【利用先】 幼稚園 認定こども園(教育部分)	【利用先】 保育所 認定こども園(保育部分)	【利用先】 保育所 認定こども園(保育部分) 地域型保育
【申込方法】 園に直接申込み	【申込方法】 市役所に入所申込み	【申込方法】 市役所に入所申込み

- ※ 保護者の就労の事由等により子どもが2号認定の対象であっても、保護者が学校教育を希望する場合は1号認定を受けることができます。
- ※ 令和6年度4月の入所に向けた教育・保育給付認定については、認定事務が集中し、審査に時間を要することから、審査結果は2月中旬~下旬(予定)にお知らせします。

(1)保育の必要量

保育の必要性があると認定された場合、保育の必要な事由や就労の時間等で保育を受けられる時間 (保育必要量)が決まっています。

●保育標準時間・・・(就労の場合、月の勤務時間が120時間以上の方) 午前7時から午後6時までの11時間(※施設で異なる場合あり)

午後6時以降の保育を希望の場合は延長保育となるため、施設にお申し込み下さい。

7:00 18:00 19:00 月曜日から土曜日までの保育時間(11 時間) **延長保育** ※延長料金は 園により異なります

●保育短時間・・・・(就労の場合、月の勤務時間が48時間以上120時間未満の方) 午前7時から午後6時のうちの8時間(例:午前8時30分から午後4時30分など)

8時間の時間設定(何時から何時まで)は施設で異なりますので、施設に直接お問合せください。 なお、8時間保育の範囲を超えて保育を希望する場合は延長保育となります。

7:00 19:00

延長保育		延長保育
※延長料金は園に より異なります	(姶良市が決定・徴収する保育料)	※延長料金は 園により異なります

3 保育所等に入所するための条件及び期間(保育の実施期間)について

保護者が次の入所要件のいずれかに該当し、日中に子どもの保育ができないと認められ、かつ市内に在住している場合は『保育の必要な事由』に該当し、入所申し込みができます。

入	所 要 件	入所できる期間
居宅外労働 居宅内労働	保護者が月に 12 日以上、かつ1日に4時間以上、居宅外の就労又は家事以外の居宅内の就労を日中に行っている。	入所する子どもが小学校就学 前までの期間内で、左記の入所 要件を満たしている期間
出産(妊娠)	保護者が出産前後に安静を要してい る。	出産予定日の6週間前(多胎妊娠は8週間前)から出産後8週間以内(多胎妊娠は12週間以内)で必要な期間
病 気 療 養	保護者が疾病、負傷等で保育すること が困難な状態である。	『診断書(意見書)』等に記載された安静を要する期間
看 護・介 護	保護者が月に 12 日以上、かつ1日に4時間以上、同居又はそれ以外の親族の看護・介護等を日中に行っている。	入所する子どもが小学校就学 前までの期間で、保護者等が保 育することが困難な期間
震災、火災等 の災害の復旧	保護者が被災による復旧にあたってい る。	災害等復旧が完了するまでの 期間
就学•技能取得	保護者が月に 12 日以上、かつ1日に4時間以上、就学・技能取得のための通学を日中に行っている。	保護者が職業訓練又は各種学校に就学する期間内で、入所する要件を満たしている期間
育児休業中	保護者が育児休業を取得し、出生児の 保育に専念する。	育児休業取得の対象となった 子どもの兄姉が既に入所してい るときに限り、対象となった子 どもの育児休暇期間
求 職 活 動	保護者が職業安定所(ハロー・ワーク) に求職登録を行い、求職活動を専ら行 っている。	保育所等入所日又は離職日から3か月が経過するまでの期間 ※年度内において3か月以内

育児休業明けで入所する場合、入所日の2週間以内に職場復帰する必要があります。

(例)4月1日入所の場合、4月15日までに職場復帰

6月17日入所の場合、7月1日までに職場復帰

就労証明書の『14 復職(予定)年月日』欄に記入があるか必ずご確認ください。

4 入所申込書等の受付期間と提出先

(1) 受付期間

令和6年 4月入所の受付(当初選考)

- ●1次受付 令和5年10月23日(月)~11月30日(木)必着
- ●2次受付 令和5年12月1日(金) ~随時

4/1~7/1 に育休復帰 の方は、こちらで申し込 むことができます

令和6年 年度途中入所の受付

- ●入所希望日の前月14日まで (14日が土・日・祝の場合は、前日の平日まで)
- ※育児休業明けで申込む場合、復帰日の3か月前から申込できます(下表参照)

育休復帰日	選考月	育休復帰日	選考月
4月1日~7月1日	当初選考	11月2日~12月1日	8月
7月2日~8月1日	4月	12月2日~1月1日	9月
8月2日~9月1日	5月	1月2日~2月1日	10月
9月2日~10月1日	6月	2月2日~3月1日	11月
10月2日~11月1日	7月	3月2日~3月31日	12月

(2) 提出先 ※新庁舎建設により令和6年5月より変わります。

≪令和6年4月まで≫

- ●姶良市役所 2号館1階 <u>子どもみらい課 保育係</u> (姶良市宮島町25番地)
- ●加治木総合支所 南庁舎1階 <u>加治木ほけん福祉係</u> (姶良市加治木町本町253番地)
- ●蒲生総合支所 本館1階 <u>蒲生ほけん福祉係</u> (姶良市蒲生町上久徳2399番地)

≪令和6年5月から≫

- ●姶良市役所新庁舎 1階 <u>子どもみらい課 保育係</u> (姶良市宮島町25番地)
 - ※継続入所申込の場合は、現在入所している園にご提出いただけます。

5 入所申込みに必要な書類

※すべての書類がそろった 段階で受付します

(1) 入所申込みに必要な書類

明 必要書類 説 子ども一人につき、1部 □ 保育所等入所申込書 □ 教育·保育給付認定申請書兼現況届 世帯につき1部 □ 家庭状況調査票 世帯につき1部 保護者一人につき1部 □ 就労証明書等、 保育の必要な事由により必要書類が異なります。次ペー 保育の必要性を確認するもの ジの「(3)保育の必要性を確認するために必要な書類」 をご確認ください 世帯につき1部 □ マイナンバー記入用紙 通園中の園に提出する場合は、マイナンバー記入用紙の み専用封筒に封入し、ご提出ください

申請受付時に、マイナンバー(個人番号)の記載や提示をお願いしています。その際、「マイナンバー(個人番号)の確認」と「本人確認」の証明書類(例:通知カード+運転免許証、マイナンバー(個人番号)入り住民票の写し+運転免許証等)を、ご提示いただく必要があります。なお、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示いただくと、1枚で番号確認と本人確認が可能です。

(2) 保育料の決定のために必要な書類

対象となる方がいる場合は、以下の書類もご提出ください。提出がない場合は保育料の軽減措置の対象となりませんので、速やかにご提出ください

必要書類	提出が必要な場合
□ 在園·在所証明書	申し込む子どもと生計を同一にする就学前の兄弟姉妹が、幼稚園や障害児通園施設等に通園している場合 ※入園・進級が決まり次第、速やかにご提出ください。
□ 障害者手帳 等(写)	申し込み児童や同居の家族が障害を有する場合

この他に、保育料算定のため、市町村民税所得割額が確認できるもの(課税証明書等)をご提出いただく場合があります。

(3)保育の必要性を確認するために必要な書類

1	提出書類	書類の注意点等	証明の依頼先
就 労	□ 就労証明書 □ 就労証明書 ※「育児休業の取得」、 「復職日」も記入	職場に復帰(採用)予定の方は、復職 (採用)予定日を明記してください。 勤務先が複数ある場合は、その勤務先 ごとにご提出ください。	就職している または 就職予定の会社
自営業	□就労証明書	就労証明書の内容をご自身でご記入の うえ、事業の内容について、民生委員に 事実確認の署名を依頼してください。 民生委員の連絡先は、子どもみらい課 にお問合せください。 ※新たに自営業を始めた場合等は関連 資料(開業届や確定申告書の写し等)を ご提出ください。	居住地区 担当の 民生委員
出産(妊娠)	□ 母子手帳(写)	『母子健康手帳』の表紙と分娩予定日 が記載されたページの写し	
病気療養	□ 診断書(意見書)	日常の保育ができない及びその期間が 明記されていること	
心身障害	□ 診断書(意見書) + □ 障害者手帳(写)または 療育手帳(写)等	等級が1級・2級の障害、又は日常生活が著しく制限される障害があり、日常の保育が困難だと確認できること	入院・通院中又 はかかり付けの 病院の医師 診断書(意見
看 護 介 護	□ 診断書(意見書) + □ 障害者手帳(写)または 要介護度認定通知書 (写)等	看護·介護の状況及び看護·介護を受ける方の看護·介護等が必要だと明記されていること。	<u>書)は、姶良市</u> の様式を使用し てください。
就 学 技能取得	□ 在学証明書 □ 時間割 等	就学日数や就学時間等が確認できるも のをご提出ください。	就学先の学校 技能取得先の 訓練校
求 職 活 動	□ ハローワークの登録 証(写)等		ハローワーク

6 入所選考について

入所選考は提出期限までにすべての書類が揃った申込者の中で選考を行います。

入所承諾する子どもは、入所申込書に記載された家庭状況、聞き取りをした内容及びそれらを証明する書類により、入所が適当と認められる子どもとその優先度を判定、選考し、保育所等と入所調整を行い決定します。

また、保育所等に空きがない又は入所選考から外れた等の理由により、希望する日に入所ができなかった子どもは入所保留となり、翌月以降も入所選考の対象となります。令和6年度入所申込みの有効期限は令和7年3月末までです。

<u>なお、申込書に記載した内容を裏付ける証明等の書類の内容に未記入・不備があるときは、入所の</u> 決定が保留又は取消しとなる場合があります。

7 入所承諾(決定)・通知について

4月1日に入所(継続入所)する子どもの選考結果は、1次受付分を2月中旬から下旬にかけて『入所承諾書』又は『入所保留通知書』で通知することを予定しております。

また、年度途中の入所の選考結果は、入所を希望する月の前月下旬をめどに通知します。 詳しくは、18ページの「保育所等入所カレンダー」をご覧ください。

なお、<u>入所保留となった場合、保留通知は1回目のみの送付になり、2回目以降は入所可能となった場</u>合のみ『入所承諾書』を通知します。

8 保育所等入所選考基準

入所申込みの子ども数が定員を超えた場合は、入所選考基準により申し込みをした子どもの「保育の必要な事由」を指数化し、指数の高い順に入所の優先順位を決めたうえで、保育所等の保育士の配置、子ども一人当たりの床面等の国の定めた子ども福祉施設の最低基準を満たす範囲内で入所する子どもを選考します。

この指数化は、【入所選考基準指数表】により合算値方式(両親等の状態をそれぞれ指数化し、合算するもの)で求めた数値に、世帯の状況等により【指数調整表】を用いて加減します。

【入所選考基準指数表】

	保護者の状況	指数
	月24日以上であって、かつ、1日に実働8時間以上の就労	20
	月24日以上であって、かつ、1日に実働7時間以上の就労	18
	月24日以上であって、かつ、1日に実働6時間以上の就労	16
	月24日以上であって、かつ、1日に実働5時間以上の就労	13
	月24日以上であって、かつ、1日に実働4時間以上の就労	11
	月22日以上であって、かつ、1日に実働8時間以上の就労	19
	月22日以上であって、かつ、1日に実働7時間以上の就労	17
	月22日以上であって、かつ、1日に実働6時間以上の就労	15
	月22日以上であって、かつ、1日に実働5時間以上の就労	12
	月22日以上であって、かつ、1日に実働4時間以上の就労	10
足点从	月20日以上であって、かつ、1日に実働8時間以上の就労	17
居宅外 就 労	月20日以上であって、かつ、1日に実働7時間以上の就労	15
小儿 力	月20日以上であって、かつ、1日に実働6時間以上の就労	13
	月20日以上であって、かつ、1日に実働5時間以上の就労	11
	月20日以上であって、かつ、1日に実働4時間以上の就労	9
	月18日以上であって、かつ、1日に実働8時間以上の就労	16
	月18日以上であって、かつ、1日に実働7時間以上の就労	14
	月18日以上であって、かつ、1日に実働6時間以上の就労	12
	月18日以上であって、かつ、1日に実働5時間以上の就労	10
	月18日以上であって、かつ、1日に実働4時間以上の就労	9
	月16日以上であって、かつ、1日に実働8時間以上の就労	14
	月16日以上であって、かつ、1日に実働7時間以上の就労	13
	月16日以上であって、かつ、1日に実働6時間以上の就労	11

	816 D N	トズキュア かつ 1日に実働を時間以上の部党	0
		上であって、かつ、1日に実働5時間以上の就労 上であって、かつ、1日に実働4時間以上の就労	9 8
		上であって、かつ、1日に実働8時間以上の就労	13
		上であって、かつ、1日に実働7時間以上の就労	11
		上であって、かつ、1日に実働7時間以上の就労	10
		上であって、かつ、1日に実働5時間以上の就労	8
		上であって、かつ、1日に実働4時間以上の就労	7
		上であって、かつ、1日に実働8時間以上の就労	<u>'</u> 11
		上であって、かつ、1日に実働7時間以上の就労	10
		上であって、かつ、1日に実働6時間以上の就労	9
		上であって、かつ、1日に実働5時間以上の就労	7
		上であって、かつ、1日に実働4時間以上の就労	6
単身赴任		が単身赴任等で別居の場合	20
十分处证		としてあって、かつ、1日に実働8時間以上の就労	16
		(上であって、かつ、1日に実働る時間以上の就労	14
			12
		、上であって、かつ、1日に実働6時間以上の就労	
居宅内		、上であって、かつ、1日に実働5時間以上の就労	10
就 労		上であって、かつ、1日に実働4時間以上の就労	8
・内職		上であって、かつ、1日に実働8時間以上の就労	10
		上であって、かつ、1日に実働7時間以上の就労	9
		上であって、かつ、1日に実働6時間以上の就労	8
		上であって、かつ、1日に実働5時間以上の就労	6
	月12日以	上であって、かつ、1日に実働4時間以上の就労	5
妊娠出産		日前6週から出産後8週の日の属する月までの期間で、安静・分娩・休 保育に当たることができない場合	20
	入院してい	\る場合	20
│ │ 疾 病		入院に相当する治療や安静を要し、常時病臥している場合	20
) 沃 · 炳) 負 · 傷	通院	週に1回以上の通院加療をし、安静を要する場合	16
只	居宅療養	月1回以上の通院加療をし、保育が困難と認められる場合	12
		定期的に通院加療をし、保育が困難と認められる場合	8
	萨宝 老	等級が1級、2級であり、保育が日常的に困難と認められる場合	20
	障害者	等級が3級であり、保育が日常的に困難と認められる場合	12
	手 帳	等級が4級以下であり、保育が日常的に困難と認められる場合	8
2. 白.		等級がA1、A2であり、保育が日常的に困難と認められる場合	20
心身	療育手帳	等級がB1であり、保育が日常的に困難と認められる場合	12
障害等		等級がB2以下であり、保育が日常的に困難と認められる場合	8
		等級が1級であり、保育が日常的に困難と認められる場合	20
	精神保健	等級が2級であり、保育が日常的に困難と認められる場合	12
	精神保健福祉手帳	等級が2級であり、保育が日常的に困難と認められる場合 等級が3級であり、保育が日常的に困難と認められる場合	12 8
	福祉手帳	等級が3級であり、保育が日常的に困難と認められる場合	8 18
看 護	福祉手帳 入院	等級が3級であり、保育が日常的に困難と認められる場合 月24日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の看護等 月24日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の看護等	8 18 11
看護介護	福祉手帳 入 院 通 院	等級が3級であり、保育が日常的に困難と認められる場合 月24日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の看護等 月24日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の看護等 月22日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の看護等	8 18 11 17
介護	福祉手帳 入 院院 所	等級が3級であり、保育が日常的に困難と認められる場合 月24日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の看護等 月24日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の看護等 月22日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の看護等 月22日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の看護等	8 18 11 17 10
	福祉手帳 入 院 通 院	等級が3級であり、保育が日常的に困難と認められる場合 月24日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の看護等 月24日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の看護等 月22日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の看護等 月22日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の看護等 月20日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の看護等	8 18 11 17 10 15
介護	福祉手帳 入 院院 所	等級が3級であり、保育が日常的に困難と認められる場合 月24日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の看護等 月24日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の看護等 月22日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の看護等 月22日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の看護等	8 18 11 17 10

		月18日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の看護等	9
		月16日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の看護等	13
		月16日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の看護等	8
		月14日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の看護等	11
		月14日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の看護等	7
		月12日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の看護等	10
		月12日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の看護等	6
		生活全般において全面的な介助を要する場合(要介護認定4以上)	16
	居宅内	起き上がりが難しく、排泄・入浴等に介助を要する場合(要介護認 定2以上)	12
		立ち上がり・歩行が安定せず、入浴等に一部の介助を要する場合 (要介護認定1)	8
災害復旧	震災、風水	〈害、火災その他災害の復興にあたっている場合	20
		月23日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の就学等	18
		月23日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の就学等	11
		月20日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の就学等	15
	<u> </u>	月20日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の就学等	9
	就学・ 職業訓練	月17日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の就学等	13
その他	概未訓殊 等	月17日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の就学等	8
	र	月14日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の就学等	11
		月14日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の就学等	7
		月12日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の就学等	10
		月12日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の就学等	6
	求職活動	就業するために日中外出することを常態としている場合	4

【指数調整表】

区分	調整対象事項	調整点
	母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第5項に規定する母子家庭等に属している場合	+26
世帯	離婚を前提とした別居をしている場合	+26
	生活保護給付等を受けている場合で、かつ収入増となる就労証明書等が提出された場合(母子又は父子のみの世帯を除く。)	+4
家庭的保育	家庭的保育事業等を卒園し、連携施設以外の特定保育施設等を希望した場合	+2
	父又は母が、産後休暇後又は育児休業の満了により職場に復帰する場合	+4
	育児休業取得前に特定保育施設等を利用していた場合	+6
保護者	世帯の生計を維持するために就労していた保護者が失業し、就労の必要性が高い場合	+4
	保育料を正当な理由なく、6か月以上12か月未満滞納している場合	-10
	保育料を正当な理由なく、12か月以上滞納している場合	-20
	申込みをする支給認定子どもが障害を有している場合	+4
その他	兄弟姉妹が既に特定施設等に入所中の場合	+10
وا د د	同居の親族その他の者が65歳未満であり、かつ、求職活動以外の事由で子 ども・子育て支援法施行規則第1条に該当しない場合	-6

9 保育料について

*3歳児(4月1日に3歳の学年)以上は保育料が無償となります。なお、副食費については、世帯の市町村民税やきょうだい児の状況等によって免除対象となる場合があります。

副食費免除対象世帯 (2号認定)

- ・年収360万円未満相当世帯(保育料階層が A~D2、D3、及び D5の方)
- ・年収360万円以上相当世帯(保育料階層が D4、D6~D13の方)のうち、小学校入学前の子どもから数えて第3子以降に該当する方

3歳未満児の保育料階層表

		階 層 区 分	保育標準時間	保育短時間	
1	Α	生活保護世帯	0	0	注) 第2子、第3子
2	В0	B1階層で母子家庭等障害等世帯	0	0	弟∠子、弟3子 以降の詳細はP
	B1	市町民税非課税世帯	0	0	14参照
	C0	C1階層で母子家庭等障害等世帯	3,500	3,400	第2子以降無償
	C1	市町村民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税世帯)	8,000	7,800	第2子半額 第3子以降無償
	C2	C3階層で母子家庭等障害等世帯	5,200	5,100	第2子以降無償
3	С3	市町村民税所得割課税額 24,000 円未満	11,400	11,200	第2子半額 第3子以降無償
	C4	C5階層で母子家庭等障害等世帯	7,300	7,150	第2子以降無償
	C5	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	15,600	15,300	第2子半額 第3子以降無償
	D1	D2階層で母子家庭等障害等世帯	9,000	9,000	第2子以降無償
	D2	市町村民税所得割課税額 57,700 円未満	19,800	19,400	第2子半額 第3子以降無償
	D3	D4階層で母子家庭等障害等世帯	9,000	9,000	第2子以降無償
4	D4	市町村民税所得割課税額 73,000 円未満	19,800	19,400	第2子半額 第3子以降無償
	D5	D6階層で母子家庭等障害等世帯	9,000	9,000	第2子以降無償
	D6	市町村民税所得割課税額 77,101 円未満	24,000	23,500	第2子半額 第3子以降無償
	D7	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	24,000	23,500	第2子半額 第3子以降無償
5	D8	市町村民税所得割課税額 133,000 円未満	29,800	29,200	第2子半額 第3子以降無償
5	D9	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	35,600	34,900	第2子半額 第3子以降無償
6	D10	市町村民税所得割課税額 235,000 円未満	39,000	38,300	第2子半額 第3子以降無償
0	D11	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	42,300	41,500	第2子半額 第3子以降無償
7	D12	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	49,000	48,100	第2子半額 第3子以降無償
8	D13	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	49,000	48,100	第2子半額 第3子以降無償

※市町村民税の算定では住宅取得控除、外国税控除、寄附金控除及び配当控除は除かれます。

(1) 保育料の算定・副食費免除の適用有無の決定に係る市町村民税の課税年度

4月分から8月分までは令和5年度市町村民税、9月分から3月分までは令和6年度市町村民税をもって、それぞれ決定します。

(2) 子ども及び保護者以外に祖父母等が同居しているとき

同居する祖父母等が子どもの世帯における家計の主宰者であれば、同居する祖父母等の市町村民税も合算して保育料を決定します。ただし、その場合でも保護者に子どもの生計を維持できる安定した収入が認められる場合(生活保護基準額を準用し、おおむね月額 10 万円以上)は、保護者を子どもの生計の主宰者として認定します。

(3) 離婚、再婚、死亡による世帯員の変更があったとき

保育料の算定上の保護者・同居する祖父母等に変更があったときは、その世帯員の変更を子ども みらい課に<u>届出をした日の属する月の翌月から</u>、変更後の世帯員の市町村民税を合算した額によっ て算定した保育料に変更します。

なお、離婚を前提として別居している方で、住所を異動して6か月以上が経過し、かつ離婚調停等を起こしている場合、子どもを扶養している親や同居する祖父母等の市町村民税を合算した額で保育料を算定します。

(4) 市町村民税等の修正申告を行い、税額が変更になったとき

修正申告で税額が変更になったときは、その変更を子どもみらい課に<u>届出をした月の翌月分から</u> <u>保育料が変更</u>になります。

10 保育料の軽減措置について

(1) 多子入所に係る軽減措置

- ア. <u>市町村民税所得割課税額が57,701円以上</u>(ひとり親家庭等の場合は77,101円以上)の世帯 幼稚園等に2人以上入所しているときは、2人目は半額、3人目以降は0円となります。
- イ. <u>市町村民税所得割課税額が57,701円未満</u>(ひとり親家庭等の場合は77,101円未満)の世帯 保護者が養育・監護している子どもが2人以上(ひとり親家庭等の場合は1人以上)いる場合、2 人目は半額(ひとり親家庭等の場合は無料)、3人目は無料となります。

(2)第3子以降子どもの入所に係る軽減措置

保護者が、0歳から18歳までの子どもを養育・監護している場合、その子どものみを年長者から順に数えて第3子以降の子どもが幼稚園等に入所しているときは、次の区分により保育料を軽減することとなります。<u>ただし、算定対象の市町村民税所得割課税額が97,000円以上に属する世帯の子</u>どもについては、適用されません。

対 象 児 童	軽減の内容
① 保育所又は幼稚園や認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通園施設等に入園している子どものうち、年齢の最も高い子ども(1人目)	基本額に2/3を乗じて、10円未 満の端数を切り捨てた額
② 保育所又は幼稚園や認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通園施設等に入園している①以外の子どものうち、年齢が最も高い子ども(2人目)	基本額に1/2を乗じて、10円未 満の端数を切り捨てた額

11 月途中に入所・退所したときの保育料について

転入等によりやむを得ず入所日が月の途中となった場合の保育料は、入所した日から当月の末日までの開所日数を 25 日間で日割計算した金額となります。また、転出等によりやむを得ず退所日が月の途中となった場合の保育料は、当月の初日から退所した日までの開所日数を 25 日間で日割計算した金額となります。

ここでの「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数であり、各保育所等の自主的な休日等(例えば、お盆休みの休園や行事の代替休園)は「開所日数」に含みます。

12 保育料の納付について

(1) 納付方法について

ア. 認定こども園、地域型保育

保育料は各園に直接支払うことになります。納付方法は各園にお問合せください。

イ. 保育所

納付書払い又は金融機関の口座からの自動振替払いのいずれかの方法により、毎月定めた納期限日までに姶良市に支払うことになります。

保育料の納付書又は口座振替通知書は、保育所等への入所後の最初の納期限日の2週間前までに送付します。前期分(4月分から8月分)は4月上旬に、後期分(9月分から3月分)は9月上旬に、それぞれ送付します。

便利な納付方法のご案内

●口座振替

ご希望の場合、届出印をお持ちのうえ、姶良市内の各金融機関の窓口でお手続きください。

●スマホ決済

各アプリ決済サービスより、納付書に印字されたバーコードを読み取り、納付ができます

- PayB
- · PayPay
- ・楽天銀行
- ・ゆうちょPay
- ·au Pay
- · L I N E P a y
- ・d払い
- FamiPay
- · J-coin

注意

- ・領収書は発行されません
- ・納付後、市が納付確認できるまでに 2~3週間かかります
 - サービス内容等詳しくはコチラ





(2) 保育料の未納について

保育料の未納がある方については、滞納処分(差押えや給与照会)や児童手当から特別徴収をする ことになり、内容によっては保育所を退所してもらうこともあります。なお、入所選考時点で保育料 が6か月以上滞納となっている場合は大幅な減点となります。

保育料は納期限内に納付いただきますようお願いいたします。

13 家庭状況に変更等があったときの手続きについて

入所後に次のような事由が発生したときは、速やかに姶良市の指定する様式により届出又は連絡をしてください。**認定の変更は届出のあった翌月から**となります。

なお、**後日、手続き等の漏れが判明した場合は、退所してもらうこともあります。**忘れないよう必ず お手続きください。

変更の内容	提出する書類等
(1)入所の必要がなくなったとき	『退所届出書』
(2)入所した子ども及び保護者が転出するとき	《 这 们 相 山 音 』
(3)離婚、再婚等による世帯員の変更があったとき	『教育・保育給付認定変更申請書』 再婚の場合、相手の『就労証明書』・マイナンバー等
(4)保護者が就職、転職及び就業時間等の変更があったとき	『教育·保育給付認定変更申請書』 『就労証明書』
(5)母が妊娠をしたとき	『教育·保育給付認定変更申請書』 『母子手帳』の写し
(6)保護者が退職したとき	・求職の意思があるとき 『教育・保育給付認定変更申請書』 『ハローワーク登録証の写し』 ・求職の意思がないとき 『退所届出書』
(7)出産後に育児休業を取得したとき	『教育·保育給付認定変更申請書』 『育児休業取得証明書』
(8)入所した子どもの兄弟姉妹が幼稚園や認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通園施設等を退園又は子どもデイサービスを利用しなくなったとき	『教育・保育給付認定変更申請書』 『在園・在所証明書』 ※保育料の軽減措置に関わる事項であるため、 必ずご連絡ください。

14 子どもが在所中に育児休業を取得するとき

既に保育所等に入所している子どもは、保護者が継続して入所することを希望し、事前に『育児休業取得証明書』を提出することにより、育児休業を取得することとなった対象の子どもが育児休暇期間は継続して入所することができます。

また、既に入所している子どもが育児休業の終わる年に年長(翌年度に小学校入学する子ども)だった場合、当該年度末まで継続して入所することができます。

なお、育児休業を取得している期間内に、新規入所や転園はできません。

15 保育所等を退所するときの手続き等について

保育所等を退所するときは、退所予定日の1週間前までに、『退所届出書』を子どもみらい課にご提出ください。<u>届出が遅れた場合はその間の開所日数分の保育料はいただくことになりますのでご注意</u>ください。

また、入所後に次のような事由が発生しているにも関わらず、連絡や退所届の提出がない場合は、「保育解除通知書」を通知し、通知書に記載した日までに退所していただくことになります。

- (1) 家庭状況に変更があり、家庭での保育ができるようになったとき。
- (2) 申請書の記載内容又は提出した書類に事実とは異なる虚偽の内容があったとき。
- (3) 退職して求職の意思がないとき。
- (4) 子どもが集団での保育に適さなかったとき。
- (5)継続して2か月以上保育所等を無届けで欠席したとき。
- (6) 求職活動の期間が3か月を超えたとき。
- (7) 入所している子どもが姶良市以外に転出したとき。
- (8) 産後8週を経過し、就業又は求職の意思がないとき。

16 姶良市以外の市町村内の保育所等への入所について

父親又は母親等家族の勤務地等の関係により、姶良市内の保育所等の開所時間内(午前7時から午後6時まで)に子どもを送迎することが困難な場合があります。

そのような場合に限り、保育所等に入所する要件(就労・看護・病気療養等により日中の保育が困難であること)を満たしたうえで、勤務地又は通勤経路上にある市町村の保育所等を利用することで保育所等に子どもを送迎することが可能となるときは、当該市町村にある保育所等での保育を委託することができます。ただし、希望された保育所等に空きがある場合に限られ、また最終的な入所の決定は保育所等の所在する市町村の同意が得られたうえで決定します。

なお、入所申込書の提出先は姶良市子どもみらい課となります。

17 里帰り出産時の保育所等への入所について

保護者の里帰り出産等の場合、姶良市から他市町村の保育所等又は他市町村から姶良市内の保育所等に入所を申し込むことができます。ただし、入所申し込み先は子どもの住民票を置いている市町村の保育所等担当課となります。

なお、他市町村内の保育所等に保育を委託したいときの基準は次のとおりです。

- ・ 出産予定日(母子手帳の記載された分娩予定日)の6週間前から出産後8週間までの間で、安静 を要する期間に限定されること。
- 里帰り先の家庭において、母親以外に同居の親族その他の者がその子どもの保育に当たることができないと認められること。
- 他市町村内の保育所等及び所管の市町村が、入所について承諾していること。

18 個人情報の取り扱い

保護者等から提出された申込書及び証明書等に記載された個人情報並びに聞き取り・調査等により 収集した個人情報は、保育所等の入所に係る事務以外に使用しません。

ただし、保育所等の入所以外に当該子どもの福祉に係る措置等の事務・手続きを行う際に、その情報を確認する必要があるときは、この限りではありません。

なお、緊急の際など必要と認められる場合には、保護者の連絡先等を園に提供する場合があります。

(参考)保育所等入所カレンダー

◆年度当初申込の場合

令和5年10月23日(月)	入所申込 <u>1次受付</u> の開始
令和5年11月30日(木)	入所申込 1次受付の終了
令和5年12月 1日(金)	入所申込 <u>2次受付</u> の開始
令和6年2月中旬 ~2月下旬(予定)	<u>1次受付分</u> 入所選考結果の通知
令和6年3月(予定)	<u>2次受付分</u> 入所選考結果の通知
令和6年4月上旬	保育料決定通知書(4月~8月分)等の送付

◆年度途中申込の場合

毎月14日	翌月分入所申込 受付の終了
毎月15日	翌月分入所 利用調整(入所選考) 開始 利用調整の結果、入所が可能な場合のみ電話連絡します。
毎月25日前後	翌月分入所 利用調整(入所選考) 終了 入所決定した方 ⇒入所承諾書等の書類を郵送します。 保護者から園にご連絡していただき、面談の日程調整等をしてください。 入所保留の方 ⇒利用調整の結果、空きが無い等の理由で入所保留となった方には、「入所保留通知」を郵送します。 入所保留となった方は待機となり、自動的に翌月以降も選考の対象となりますが、「入所保留通知」をお送りするのは最初の選考のときのみです。

令和5年度

10月							11月	3						12月	3					
月	火	水	木	金	±	日	月	<u> </u>	水	木	金	±	日	月	<u> </u>	水	木	金	±	日
25	26	27	28	29	30	1	30	31	1	2	3	4	5	27	28	29	30	1	2	3
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30	1	2	3	25	26	27	28	29	30	31
30	31	1	2	3	4	5														
1月							2月							3月						
月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日
1	2	3	4	5	6	7	29	30	31	1	2	3	4	26	27	28	29	1	2	3
8	9 16	10 17	11 18	12	13 20	14 21	5 12	6	7	8 15	9 16	10 17	11	4	5 12	6 13	7 14	8 15	9 16	10
15 22	23	24	25	19 26	27	28	19	13 20	14 21	22	23	24	18 25	11 18	19	20	21	22	23	17 24
29	30	31	25	20	3	4	26	27	28	29	23 1	24	3	25	26	27	28	29	30	31
29	30	31	Т.	_)	7	20	۷/	20	23	Т	_	J	23	20	۷/	20	23	30	31
令和	6年	度		00	つい	た日	は年度は	金中。	入所	の各	月受	付約	帝切							
4月							5月							6月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7	29	30	1	2	3	4	5	27	28	29	30	31	1	2
8	9	10	11	(12)	13	14	6	_7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
15	16	17	18	19	20	21	13	(14)	15	16	17	18	19	10	11	12	13	(14)	15	16
22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
29	30	1	2	3	4	5	27	28	29	30	31	1	2	24	25	26	27	28	29	30
			_	J			_,	20	2	-	<u> </u>	-	_	27	23					
78			_	5	7			20	23		01				23		_,			
7月							8月							9月						
月	火	水	木	金	±	日	8月	火	水	木	金	±	日	9月 月	火	水	木	金	±	日
月 1	火 2	水 3	木 4	金 5	± 6	日 7	8月 月 29	火 30	水 31	木 1	金 2	± 3	日 4	9月 月 26	火 27	水 28	木 29	金 30	± 31	日 1
月 1 8	火 2 9	水 3 10	木 4 11	金 5 (12)	± 6 13	日 7 14	8月 月 29 5	火 30 6	水 31 7	木 1 8	金 2 9	± 3 10	日 4 11	9月 月 26 2	火 27 3	水 28 4	木 29 5	金 30 6	± 31 7	日 1 8
月 1 8 15	火 2 9 16	水 3 10 17	木 4 11 18	金 5 12 19	± 6 13 20	日 7 14 21	8月 月 29 5 12	火 30 6 13	水 31 7 14	木 1 8 15	金 2 9 16	± 3 10 17	H 4 11 18	9月 月 26 2 9	火 27 3 10	水 28 4 11	木 29 5 12	金 30 6 13	± 31 7 14	日 1 8 15
月 1 8 15 22	火 2 9 16 23	水 3 10 17 24	木 4 11	\$\frac{\mathbf{\frac{\pi}{2}}}{12}\$ \$19\$ \$26\$	± 6 13	日 7 14	8月 月 29 5 12 19	火 30 6 13 20	水 31 7 14 21	** 1 8 15 22	金 2 9 16 23	± 3 10 17 24	日 4 11	9月 月 26 2 9 16	火 27 3 10 17	水 28 4 11 18	** 29 5 12 19	金 30 6 13 20	± 31 7 14 21	1 8 15 22
月 1 8 15	火 2 9 16	水 3 10 17	** 4 11 18 25	金 5 12 19	± 6 13 20 27	F 7 14 21 28	8月 月 29 5 12	火 30 6 13	水 31 7 14	木 1 8 15	金 2 9 16	± 3 10 17	H 4 11 18	9月 月 26 2 9	火 27 3 10	水 28 4 11	木 29 5 12	金 30 6 13	± 31 7 14	日 1 8 15
月 1 8 15 22	火 2 9 16 23	水 3 10 17 24	** 4 11 18 25	\$\frac{\mathbf{\frac{\pi}{2}}}{12}\$ \$19\$ \$26\$	± 6 13 20 27	F 7 14 21 28	8月 月 29 5 12 19	火 30 6 13 20	水 31 7 14 21	** 1 8 15 22	金 2 9 16 23	± 3 10 17 24	H 4 11 18	9月 月 26 2 9 16 23 30	火 27 3 10 17 24	水 28 4 11 18 25	木 29 5 12 19 26	金 30 6 13 20 27	± 31 7 14 21 28	1 8 15 22 29
月 1 8 15 22 29	火 2 9 16 23 30	水 3 10 17 24 31	** 4 11 18 25 1	\$\frac{\mathref{\frac{\pi}{2}}}{12}\$ \$19\$ \$26\$ \$2\$	± 6 13 20 27 3	7 14 21 28 4	8月 月 29 5 12 19 26	火 30 6 13 20 27	水 31 7 14 21 28	** 1 8 15 22 29	金 2 9 16 23 30	± 3 10 17 24 31	4 11 18 25	9月 月 26 2 9 16 23 30	火 27 3 10 17 24 1	水 28 4 11 18 25 2	** 29 5 12 19 26 3	30 6 13 20 27 4	± 31 7 14 21 28 5	1 8 15 22 29 6
月 1 8 15 22 29 10月	火 2 9 16 23 30	水 3 10 17 24 31	木 4 11 18 25 1	金 5 12 19 26 2	± 6 13 20 27 3	日 7 14 21 28 4	8月 月 29 5 12 19 26	火 30 6 13 20 27	水 31 7 14 21 28	* 1 8 15 22 29 **	金 2 9 16 23 30	± 3 10 17 24 31	日 4 11 18 25 1	9月 月 26 2 9 16 23 30	火 27 3 10 17 24 1	水 28 4 11 18 25 2	木 29 5 12 19 26 3	金 30 6 13 20 27 4	# 31 7 14 21 28 5	日 1 8 15 22 29 6
月 1 8 15 22 29 10月 月 30	火 2 9 16 23 30	水 3 10 17 24 31	** 4 11 18 25 1	\$\frac{\mathref{\pi}}{12}\$ \$\frac{12}{19}\$ \$26\$ \$2\$ \$\frac{\mathref{\pi}}{2}\$ \$4\$	± 6 13 20 27 3	日 7 14 21 28 4	8月 月 29 5 12 19 26	火 30 6 13 20 27	水 31 7 14 21 28 水 30	木 1 8 15 22 29	金 2 9 16 23 30	± 3 10 17 24 31	H 4 11 18 25 1	9月 月 26 2 9 16 23 30 12 月 月	火 27 3 10 17 24 1	水 28 4 11 18 25 2	木 29 5 12 19 26 3	金 30 6 13 20 27 4	# 31 7 14 21 28 5	日 1 8 15 22 29 6
月 1 8 15 22 29 10月 月 30	火 2 9 16 23 30 火 1 8	水 3 10 17 24 31 水 2 9	木 4 11 18 25 1 ** 3 10	\$\frac{\frac}}}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}{\frac}}}}}}}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\fracc}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}	± 6 13 20 27 3 ± 5 12	7 14 21 28 4	8月 月 29 5 12 19 26 11月 月 28 4	火 30 6 13 20 27	水 31 7 14 21 28 水 30 6	木 1 8 15 22 29 木 31	金 2 9 16 23 30	± 3 10 17 24 31	H 4 11 18 25 1 3 10	9月 月 26 2 9 16 23 30 12月 月 25 2	火 27 3 10 17 24 1 *** *** *** *** *** *** *** *** ***	水 28 4 11 18 25 2 ** 27 4	** 29	金 30 6 13 20 27 4 金 29 6	± 31 7 14 21 28 5 ± 30 7	日 1 8 15 22 29 6
月 1 8 15 22 29 10月 月 30 7	火 2 9 16 23 30 火 1 8 15	** 3 10 17 24 31 ** 2 9 16	* 4 11 18 25 1 * * 3 10 17	\$\frac{\frac}{\frac{\frac{\frac}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}{\frac}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac	± 6 13 20 27 3 ± 5 12 19	日 7 14 21 28 4 4	8月 月 29 5 12 19 26 11月 月 28 4 11	火 30 6 13 20 27 火 29 5 12	**************************************	* 1 8 15 22 29 * * 31 7 14	金 2 9 16 23 30 金 1 8 15	± 3 10 17 24 31 ± 2 9 16	H 4 11 18 25 1 1 H 3 10 17	9月 月 26 2 9 16 23 30 12 月 25 2	火 27 3 10 17 24 1 1 火 26 3 10	水 28 4 11 18 25 2 ** 27 4 11	** 29 5 12 19 26 3 ** 28 5 12	\$\frac{\frac}{\frac{\frac{\frac}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}{\frac}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{	± 31 7 14 21 28 5 ± 30 7 14	1 8 15 22 29 6
月 1 8 15 22 29 10月 月 30 7 14 21	火 2 9 16 23 30 火 1 8 15 22	水 3 10 17 24 31 水 2 9 16 23	* 4 11 18 25 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	\$\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{12}}{19}}}{26}}{2}}}{26}}\$ \$\frac{\frac}}}}}}{2}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}	± 6 13 20 27 3 ± 5 12 19 26	F 7 14 21 28 4 4 F 6 13 20 27	8月 月 29 5 12 19 26 11 月 月 28 4 11 18	火 30 6 13 20 27 27 5 12 19	**************************************	** 1 8 15 22 29 ** 31 7 14 21	金 2 9 16 23 30 金 1 8 15 22	± 3 10 17 24 31 ± 2 9 16 23	### 4	9月 月 26 2 9 16 23 30 12 月 25 2 9	火 27 3 10 17 24 1 1 火 26 3 10 17	水 28 4 11 18 25 2 2 ** 4 11 18	** 29 5 12 19 26 3 ** 28 5 12 19 19 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	\$\frac{\frac}}}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}{\frac}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}	± 31 7 14 21 28 5 ± 30 7 14 21	日 1 8 15 22 29 6 日 1 8 15 22
月 1 8 15 22 29 10月 月 30 7	火 2 9 16 23 30 火 1 8 15	** 3 10 17 24 31 ** 2 9 16	* 4 11 18 25 1 * * 3 10 17	\$\frac{\frac}{\frac{\frac{\frac}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}{\frac}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac	± 6 13 20 27 3 ± 5 12 19	日 7 14 21 28 4 4	8月 月 29 5 12 19 26 11月 月 28 4 11	火 30 6 13 20 27 火 29 5 12	**************************************	* 1 8 15 22 29 * * 31 7 14	金 2 9 16 23 30 金 1 8 15	± 3 10 17 24 31 ± 2 9 16	H 4 11 18 25 1 1 H 3 10 17	9月 月 26 2 9 16 23 30 12 月 25 2 9 16 23	火 27 3 10 17 24 1 火 26 3 10 17 24	水 28 4 11 18 25 2 * * * * * * * * * * * * * * * * *	** 29 5 12 19 26 3 ** 28 5 12 19 26 19 26	\$\frac{\frac}}}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}{\frac}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}	± 31 7 14 21 28 5 ± 30 7 14 21 28	E 1 8 15 22 29 6 E 1 8 15 22 29
月 1 8 15 22 29 10月 月 30 7 14 21	火 2 9 16 23 30 火 1 8 15 22	水 3 10 17 24 31 水 2 9 16 23	* 4 11 18 25 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	\$\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{12}}{19}}}{26}}{2}}}{26}}\$ \$\frac{\frac}}}}}}{2}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}	± 6 13 20 27 3 ± 5 12 19 26	F 7 14 21 28 4 4 F 6 13 20 27	8月 月 29 5 12 19 26 11 月 月 28 4 11 18	火 30 6 13 20 27 27 5 12 19	**************************************	** 1 8 15 22 29 ** 31 7 14 21	金 2 9 16 23 30 金 1 8 15 22	± 3 10 17 24 31 ± 2 9 16 23	## 4 11 18 25 1 1	9月 月 26 2 9 16 23 30 12 月 25 2 9	火 27 3 10 17 24 1 1 火 26 3 10 17	水 28 4 11 18 25 2 2 ** 4 11 18	** 29 5 12 19 26 3 ** 28 5 12 19 19 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	\$\frac{\frac}}}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}{\frac}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}	± 31 7 14 21 28 5 ± 30 7 14 21	日 1 8 15 22 29 6 日 1 8 15 22
月 1 8 15 22 29 10月 月 30 7 14 21	火 2 9 16 23 30 火 1 8 15 22	水 3 10 17 24 31 水 2 9 16 23	* 4 11 18 25 1 1 17 24 31	\$\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{12}}{19}}}{26}}{2}}}{26}}\$ \$\frac{\frac}}}}}}{2}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}	± 6 13 20 27 3 ± 5 12 19 26 2	F 7 14 21 28 4 4 F 6 13 20 27	8月 月 29 5 12 19 26 11 月 月 28 4 11 18	火 30 6 13 20 27 27 5 12 19	**************************************	* 1 8 15 22 29 * * 31 7 14 21 28	金 2 9 16 23 30 金 1 8 15 22	± 3 10 17 24 31 ± 2 9 16 23 30	## 4 11 18 25 1 1	9月 月 26 2 9 16 23 30 12 月 25 2 9 16 23	火 27 3 10 17 24 1 火 26 3 10 17 24	水 28 4 11 18 25 2 2 ** 4 11 18 25 1	** 29 5 12 19 26 3 ** 28 5 12 19 26 2	\$\frac{\frac}}}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}{\frac}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}	± 31 7 14 21 28 5 ± 30 7 14 21 28 4	E 1 8 15 22 29 6 E 1 8 15 22 29
月 1 8 15 22 29 10月 月 30 7 14 21 28	火 2 9 16 23 30 火 1 8 15 22 29	水 3 10 17 24 31 水 2 9 16 23	** 4	金 12 19 26 2 4 11 18 25 1	± 6 13 20 27 3 ± 5 12 19 26 2 ±	日 7 14 21 28 4 6 13 20 27 3	8月 月 29 5 12 19 26 11月 月 28 4 11 18 25	火 30 6 13 20 27 27 5 12 19	水 31 7 14 21 28 30 6 13 20 27	* 1 8 15 22 29 * * 31 7 14 21 28 * *	金 2 9 16 23 30 金 1 8 15 22 29	± 3 10 17 24 31 ± 2 9 16 23	H 4 11 18 25 1 1 3 10 17 24 1	9月 月 26 2 9 16 23 30 12月 月 25 2 9 16 23 30	火 27 3 10 17 24 1 沙 26 3 10 17 24 31	水 28 4 11 18 25 2 * * * * * * * * * * * * * * * * *	** 29 5 12 19 26 3 ** 28 5 12 19 26 19 26	金 30 6 13 20 27 4 29 6 13 20 27 3	± 31 7 14 21 28 5 ± 30 7 14 21 28	日 1 8 15 22 29 6 日 1 8 15 22 29 5
月 1 8 15 22 29 10月 月 30 7 14 21 28	火 2 9 16 23 30 火 1 8 15 22 29	水 3 10 17 24 31 ** 2 9 16 23 30	* 4 11 18 25 1	金 12 19 26 2 4 11 18 25 1	± 6 13 20 27 3 ± 5 12 19 26 2 ± 4	日 7 14 21 28 4 6 13 20 27 3	8月 月 29 5 12 19 26 11月 月 28 4 11 18 25	火 30 6 13 20 27 火 29 5 12 19 26	*** 31 7 14 21 28 ** 30 6 13 20 27	* 1 8 15 22 29 * 31 7 14 21 28 * 30	金 2 9 16 23 30 30 金 1 8 15 22 29	± 3 10 17 24 31 ± 2 9 16 23 30 ± 1	日 4 11 18 25 1 3 10 17 24 1	9月 月 26 2 9 16 23 30 12月 月 25 2 9 16 23 30	火 27 3 10 17 24 1 1 火 26 3 10 17 24 31	水 28 4 11 18 25 2 2 * 4 11 18 25 1	** 29	金 30 6 13 20 27 4 29 6 13 20 27 3	± 31 7 14 21 28 5 ± 30 7 14 21 28 4	日 1 8 15 22 29 6 1 8 15 22 29 5
月 1 8 15 22 29 10月 月 30 7 14 21 28 1月 月	火 2 9 16 23 30 火 1 8 15 22 29	水 3 10 17 24 31 冰 2 9 16 23 30	* 4 11 18 25 1	\$\frac{\frac}}}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}{\frac}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}	± 6 13 20 27 3 ± 5 12 19 26 2 ± 4 11	日 7 14 21 28 4 6 13 20 27 3	8月 月 29 5 12 19 26 11 月 28 4 11 18 25 2月 27 3	火 30 6 13 20 27 29 5 12 19 26	*** 31 7 14 21 28 ** 30 6 13 20 27 ** 29 5	* 1 8 15 22 29 * * 31 7 14 21 28 * * 30 6	金 2 9 16 23 30 金 1 8 15 22 29	± 3 10 17 24 31 ± 2 9 16 23 30 ± 1 8	H 4 11 18 25 1 1 3 10 17 24 1 1 E 2 9	9月 月 26 2 9 16 23 30 12月 月 25 2 9 16 23 30 30	火 27 3 10 17 24 1 26 3 10 17 24 31 31	水 28 4 11 18 25 2 27 4 11 18 25 1	木 29 5 12 19 26 3 * 28 5 12 19 26 2 2 * * * * * * * * * * * * * * * *	\$\frac{\frac}}}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}{20}}}{2}}}}}}}}	± 31 7 14 21 28 5 ± 30 7 14 21 28 4 ± 1 8	日 1 8 15 22 29 6 1 8 15 22 29 5
月 1 8 15 22 29 10月 月 30 7 14 21 28 1月 月 30 6 13	火 2 9 16 23 30 火 1 8 15 22 29	** 3 10 17 24 31 ** 2 9 16 23 30 ** 1 8 15	* 4 11 18 25 1	金 5 12 19 26 2 4 11 18 25 1	± 6 13 20 27 3 ± 5 12 19 26 2 ± 4 11 18	日 7 14 21 28 4 6 13 20 27 3	8月 月 29 5 12 19 26 11月 月 28 4 11 18 25 2月 7 3 10	火 30 6 13 20 27 29 5 12 19 26 火 28 4 11	** 31 7 14 21 28 ** 30 6 13 20 27 ** 29 5 12	木 1 8 15 22 29 木 31 7 14 21 28	金 2 9 16 23 30 30 金 1 8 15 22 29	± 3 10 17 24 31 ± 2 9 16 23 30 ± 1 8 15	H 4 11 18 25 1 1 3 10 17 24 1 E 2 9 16	9月 月 26 2 9 16 23 30 12 月 25 2 9 16 23 30 3月 月 24 3	火 27 3 10 17 24 1 1 火 26 3 10 17 24 31 10 17 24 4 31	水 28 4 11 18 25 2 2 4 11 18 25 1 ** 26 5 12	** 29	\$\frac{\frac}}}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}{f}}}}{28}}}}}}}}}}	± 31 7 14 21 28 5 ± 30 7 14 21 28 4 ± 1 8 15	日 1 8 15 22 29 6 日 1 8 15 22 29 5
月 1 8 15 22 29 10月 月 30 7 14 21 28 1月 5 6 13 20	火 2 9 16 23 30 火 1 8 15 22 29	水 3 10 17 24 31 ** 2 9 16 23 30 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	* 4 11 18 25 1 1 17 24 31	\$\frac{\frac}}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}}{\frac}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\fracc}}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{	± 6 13 20 27 3 ± 5 12 19 26 2 ± 4 11 18 25	F 14 21 28 4 4 F 5 12 19 26	8月 月 29 5 12 19 26 11月 月 28 4 11 18 25 2月 7 3 10 17	火 30 6 13 20 27 29 5 12 19 26 火 28 4 11 18	*** 31 7 14 21 28 ** 30 6 13 20 27 ** 29 5 12 19	** 1 8 15 22 29 ** 31 7 14 21 28 ** 30 6 13 20	 金 2 9 16 23 30 金 15 22 29 31 7 14 21 	± 3 10 17 24 31 ± 2 9 16 23 30 ± 1 8 15 22	H 4 11 18 25 1 1 3 10 17 24 1 1 E 2 9 16 23	9月 月 26 2 9 16 23 30 12月 月 25 2 9 16 23 30 30 3月 17	火 27 3 10 17 24 1 1 火 26 3 10 17 24 31 24 31 4 11 18	水 28 4 11 18 25 2 27 4 11 18 25 1 2 3 2 1	*** 29 5 12 19 26 3 ** 28 5 12 19 26 2 ** 27 6 13 20	\$\frac{\frac}}}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}	± 31 7 14 21 28 5 ± 30 7 14 21 28 4 1 8 15 22	日 1 8 15 22 29 6 日 1 8 15 22 29 5
月 1 8 15 22 29 10月 月 30 7 14 21 28 1月 月 30 6 13	火 2 9 16 23 30 火 1 8 15 22 29	** 3 10 17 24 31 ** 2 9 16 23 30 ** 1 8 15	* 4 11 18 25 1	金 5 12 19 26 2 4 11 18 25 1	± 6 13 20 27 3 ± 5 12 19 26 2 ± 4 11 18	日 7 14 21 28 4 6 13 20 27 3	8月 月 29 5 12 19 26 11月 月 28 4 11 18 25 2月 7 3 10	火 30 6 13 20 27 29 5 12 19 26 火 28 4 11	** 31 7 14 21 28 ** 30 6 13 20 27 ** 29 5 12	木 1 8 15 22 29 木 31 7 14 21 28	金 2 9 16 23 30 30 金 1 8 15 22 29	± 3 10 17 24 31 ± 2 9 16 23 30 ± 1 8 15	H 4 11 18 25 1 1 3 10 17 24 1 E 2 9 16	9月 月 26 2 9 16 23 30 12 月 25 2 9 16 23 30 3月 月 24 3	火 27 3 10 17 24 1 1 火 26 3 10 17 24 31 10 17 24 4 31	水 28 4 11 18 25 2 2 4 11 18 25 1 ** 26 5 12	** 29	\$\frac{\frac}}}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}{f}}}}{28}}}}}}}}}}	± 31 7 14 21 28 5 ± 30 7 14 21 28 4 ± 1 8 15	日 1 8 15 22 29 6 日 1 8 15 22 29 5

MEMO			